



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和3年度 第1号

(2021年5月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

ジョブカフェこうちでは、県内事業所の人材育成や従業員の職場定着に向けた取組を支援しています！

● 職場体験講習 ⇒ 受入れ企業を随時募集しています。

- ・ 求職者が、実際の職場で従業員の皆さんと一緒に短期間（最長5日間）の仕事体験をします。
- ・ 求職者自身と企業が仕事の適性を見極め、ミスマッチのない就職を促進することを目的としたもので、正社員（期間の定めのない雇用）として採用いただくことを前提に実施していただけます。

(受入れ企業には「職場体験講習指導料」を支給させていただきます)



● 県内中小企業向けセミナー ⇒ 講師が直接企業に出向いて出前講座を開催します。

- ・ 人材の定着率向上を目的として、中小企業の経営者や管理職等を対象に、新入社員への接し方や人材育成に関するセミナーを開催します。

● 新社会人向けセミナー・交流イベント ⇒ 6月からHPで随時お知らせします。

- ・ 入社3年以内の新社会人を対象に、社会人基礎力の向上と異業種交流を通じた「地域同期」づくりのためのセミナーや交流イベントを開催します。

セミナー等の詳細は、ジョブカフェこうちのホームページでお知らせしていきます。
 この他にも、求職者の就職、企業での人材育成のための支援メニューを色々をご用意しています。
 就職氷河期世代の方（概ね35歳～50歳）まで幅広く支援させていただきます。お気軽にご利用ください。

【お問合せ】

tel: 088-802-1533 高知市帯屋町2丁目1-35 片岡ビル
 開所日 月曜～金曜、第2・第4土曜（祝日と12/29～1/3は除く）10:00～18:00（金曜のみ10:00～20:00）
 E-mail: info@jobcafe-kochi.jp HP: https://www.jobcafe-kochi.jp



働き方改革推進職場リーダー養成講座の参加企業を募集します！

中小企業が実践しやすい取組手法とノウハウを伝授！

本講座では、働き方改革を推進する職場リーダーが必要な知識や具体的なスキルを習得することで、働き方改革を力強く実行できる人材の育成を目指します。

【対象】 県内企業の経営者及び労務管理担当者、職場リーダーなど

【開催日】 6月17日(木)、7月15日(木)、8月26日(木) (全3回)

【会場】 ちより街テラス ちよテラホール

【定員】 20社(1社につき2名まで)

【講座内容】

- 第1回 : 全体理解、現状把握
- 第2・3回 : 実践支援

【申込締切】 令和3年6月10日(木)

お申込みは
こちらから



ワークライフバランス実践支援事業の参加企業を募集します！

職場リーダーを養成した企業を対象に、働き方改革を専門とするコンサルタントが、月1回程度、各企業を個別に訪問し、働き方に関するアドバイスをを行います。対象企業は約半年にわたる伴走支援を受けながら、生産性向上に向けた取り組みを実践していただきます。

【対象】 別途定める応募条件を満たす企業・団体（詳細は県HPをご覧ください）

【定員】 4社（応募者多数の場合には、書類選考させていただきます）

【参加費】 無料

【実施期間】 令和3年7月～令和4年2月

【申込締切】 令和3年7月6日(火)18時

7月	8月	9月	10月	11月	1月	2月
7/20(木)AM キックオフ	定例会	定例会	10/22(金)AM 中間報告会	定例会	定例会	2/21(月)AM 最終報告会

- ・ キックオフ…4社合同で7か月間の取り組みについてご説明するとともに、これからの目標を設定していただきます。
- ・ 定例会…コンサルタントが各社を訪問し、課題をヒアリングするとともに働き方に関するアドバイスをさせていただきます。
- ・ 中間/最終報告会…これまでの経過を4社合同で共有します。他社の取り組みを知ること、自社の参考にしていただけます。

詳細は
こちらから



高知県労働委員会からのお知らせ

AI-FAQシステムでくろしおくんが「労働相談」にお答えします！



高知県労働委員会に寄せられる労働相談のうち、よくある質問をAI-FAQシステムに掲載し、24時間ご利用いただけるようになりました。ご利用方法は、次のとおりです。

✓ 高知県労働委員会事務局ホームページの右下に表示される黄色のアイコン「質問に答えます！くろしおくん」をクリック



ホームページはこちら



✓ 「くろしおくんが答えるよ」が表示されます

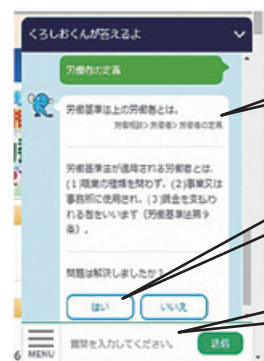
✓ くろしおくんの案内に沿っていくと・・・



①項目から選択する場合「労働相談」をクリックし、カテゴリからFAQを選択

又は

②言葉を直接入力する場合「入力欄」にキーワード(例：賃金 未払)を直接入力して「送信」をクリック



よくある質問と回答が表示されます

回答が参考になれば「はい」をクリック

探しているFAQでなければキーワード検索を試してみましょう

在籍型出向について



新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業績悪化で一時的に余剰となった労働者を、人手が必要な別の会社に出向させる「在籍型出向」が増えているとのことですが、「在籍型出向」を行うにはどのような準備等が必要ですか。



労働者の個別的な同意又は就業規則等の規程の整備等が必要です。在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業との両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、グループ外の企業へ労働者を出向させる事例も増えてきています。

在籍型出向には、労働者の個別的な同意又は就業規則等の規程に基づき行う必要があります。実際の出向に当たっては、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合った上で、出向の際の取扱い（出向者の業務内容や、給与の支払・負担方法、社会保険の取扱い等）や出向期間中の労働条件等を明確にしておくことが重要です（出向を命じることができる場合であっても、出向の必要性、対象労働者の選定に係る事情等に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合は、出向命令が無効となる場合があります。）。

出向の規程や出向契約の参考例は、「在籍型出向」基本がわかる”ハンドブック”（厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000739527.pdf>）をご覧ください。



高知県労働委員会 ☎ 088-821-4645

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

高知県労働委員会のホームページでは、これまで掲載してきたQ&Aをご覧になることができます。→



「在籍型出向」を支援する協議会が発足しました！

在籍型出向には、送り出し企業が技術やノウハウを失わずに済む、受入れ企業が社会人としてのスキルを持った人材を確保できるなどのメリットがあります。企業の雇用を守る在籍型出向を、国や県、支援団体による高知県在籍型出向等支援協議会が支援します。（高知県雇用労働政策課 088-823-9766）

〈お問合せ先〉

- 在籍型出向について … 高知労働局職業安定課 088-885-6051
- 産業雇用安定助成金（出向元と出向先、双方の事業主への助成金）について … 高知労働局訓練室 088-888-6600
- 企業間の無料マッチング支援について … (公財) 産業雇用安定センター高知事務所 088-861-3011